

●香川県公告第四百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年七月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社京屋

徳島県徳島市伊月町三丁目八番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

キョーエイ松島店

高松市松島町二丁目七番九号

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

1 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社ロッキー

高松市郷東町二一〇一一

株式会社欧州屋

高松市兵庫町五一二

三木民也

高松市内町三一二〇

株式会社ワイズテック

高松市林町二二七

2 大規模小売店舗における小売業を廃止する者

正井貞雄

高松市屋島西町一七五八一二四

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 六千六百四十四平方メートル

変更後 四千三十一平方メートル

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 二十四時間営業

四 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から午後九時十五分まで

変更後 二十四時間

4 変更年月日

平成十四年七月二十七日

二 届出年月日

平成十四年七月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

高松市役所産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十四年七月二十六日（金曜日）から同年十一月二十六日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十四年十一月二十六日（火曜日）まで）に次

の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び高松市役所産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ